

松原市立松原第三中学校
いじめ防止基本方針

令和7年4月

松原市立松原第三中学校

I いじめ防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法による定義

いじめ防止対策推進法(以下「法」という)第2条には、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさす。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) 留意点と具体例

いじめには多様な態様があり、いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々ある。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければならない。

具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

ただし、「いじめ」であるため、学校のいじめ対策組織への情報共有は当然必要である。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合がある。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、全ての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要である。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではない。

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事である。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければならない。

とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育に粘り強く取り組むことが必要である。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではなく、いじめ防止に向けて、地域社会全体と連携し、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要である。

そのため、地域協働の活動を通じて、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要がある。また、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切です。

3 いじめ防止等に関する措置

他人の弱みを笑いものにししたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もある。いじめの未然防止のためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大事である。

しかし、未然防止の取組みを充実させても、現実にはいじめを根絶させる事は非常に困難なことであり、いじめを早期に発見することが、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から特に重要である。

そのためには、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気付く力を高めることが必要で、子供たちが、気がねなく相談できる環境を整えとともに、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう関係者間で緊密に連携できる体制を整えておくことも大切である。

II いじめ防止等の対策のための組織

法第22条に基づき、学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置いた。

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、

複数の目による状況の見立てが可能となること、また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等のいじめに関する通報及び相談体制を整備した場合、児童生徒から活用されるよう、その取組を積極的に周知する。

次に、学校のいじめ対策組織は以下の役割を担うものとする。

【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

(1) 組織名 松原三中いじめ対策委員会

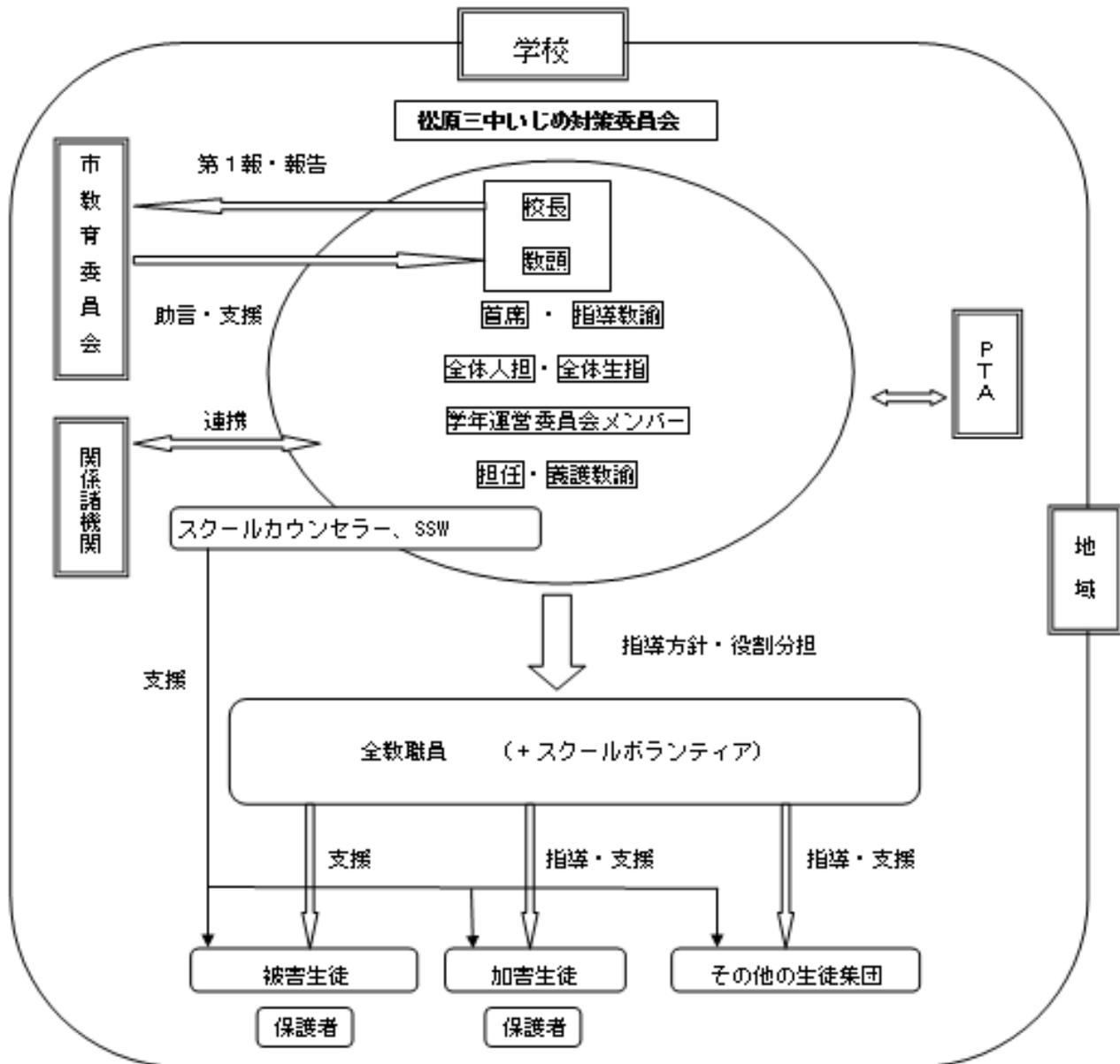
(2) 構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、全体生徒指導担当、人権教育担当、学年運営委員会メンバー 担任、養護教諭、スクールカウンセラー、SSW、総合支援担当、通級担当、支援校コーディネーター

(3) 組織の役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定	イ 「いじめ」の未然防止・発見
ウ 「いじめ」の対応・事後継続指導	エ 教職員の資質向上のための校内研修
オ 年間計画の企画と実施	カ 年間計画進捗のチェック
キ 各取組の有効性の検証	ク 学校いじめ防止基本方針の見直し
ケ その他	

(4) 組織図及び指導体制：相談窓口の担当者（管理職）（全体人担）（全体生指）



Ⅲ 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

ア 子どもの人権意識を育む

いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、いじめを許さない集団作りを進めていくことが必要である。

とりわけ学校では、児童生徒が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に推進していくことが必要である。

(2) いじめの早期発見

ア 小さな変化を見逃さない

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気付きにくい判断しにくい形で行われることがあり、小さな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持つことが何より大事である。

そして、学校においては、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えなければならない。

イ 情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応しなければならない。

(3) いじめへの対処

ア 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ(あるいはいじめの可能性)が確認された場合、まずはいじめを受けた子どもやいじめを知らせた子どもの安全確保が最優先である。

関係者で緊密に連携した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事実関係の確認を行う。

学校では、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を活用するなど、学校の設置者や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応していく。

イ いじめ行為には厳重な処分を行うとともに粘り強い指導を行う

いじめた児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示す。停学などの懲戒も含め、いじめた児童生徒には、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整えなければならない。また、この際、大切なことはいじめた児童生徒の保護者との連携である。事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めることが大切である。

いじめた児童生徒自身には深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。

いじめた児童生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い説諭や、当事者の児童生徒との話し合いなどにとどまらず、地域の関係者などの協力も得ながら、情緒的な安定を獲得していく中で、成長支援の観点を踏まえ規範意識や社会性を育成していかなければならない。また、必要に応じて警察や福祉機関との連携による指導も必要である。

ウ 集団全体の課題としてとらえる

いじめを見ていたり、同調したりした児童生徒の中にも様々な思いを抱えている子どもたちがいる。いじめを受けたものの立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容を求めなければならない。はやしたたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている児童生徒にとっては孤独感や孤立感を強める存在であること理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくことが重要である。

(4) いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間:少なくとも3か月を目安)

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

IV 重大事態への対処

1 重大事態の意味について

全国的には近年、残念ながらいじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が起こっている。

こうした事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないよう対策を講じることが必要である。

そのため、府、学校の設置者、学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要がある。

【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されている。

○ 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例)・児童生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

○ いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要。